

津市営住宅等の家賃及び敷金の減免又は徴収猶予に関する要綱

平成18年1月1日訓第183号

改正 平成19年3月30日訓第20号
平成21年3月31日訓第23号
平成26年10月31日訓第95号
平成27年3月27日訓第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号。以下「規則」という。）第20条第2項の規定に基づき、市営住宅等の入居者の家賃（割増賃料を含む。以下同じ。）及び敷金（以下「家賃等」という。）を減免し、又は徴収猶予することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅扶助を受けている者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第3号に規定する住宅扶助を受けている世帯の世帯主をいう。

(家賃等の減免の対象者)

第3条 家賃等の減免の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が家賃等の支払能力を勘案し、減免の必要があると認めるものとする。

- (1) 住宅扶助を受けている者で市営住宅等の家賃が住宅扶助費を超えるもの
- (2) 住宅扶助を受けている者で、疾病等による入院加療のため、住宅扶助費の支給を停止されたもの
- (3) 前2号に規定する者以外の世帯主であって、世帯の収入月額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定に準じて算出した額をいう。以下同じ。）が5万2,000円以下であるもの
- (4) 別表に掲げる者で、世帯の収入月額が5万2,000円を超え6万1,500円以下であるもの
- (5) 風水害、火災等の災害により入居している市営住宅等に入居することが

困難であると認められる世帯の世帯主。ただし、火災の場合は、類焼により入居することが困難になったと認められる場合に限る。

- (6) 第1号及び第2号に規定する者以外の非婚の母又は父である入居者で、現に婚姻(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、20歳未満の子を扶養しているもの
- (7) 前各号に定める者のほか、特別の事情により市長が減免を必要と認めるもの

(家賃等の減免額等)

第4条 前条に定める減免対象者の家賃等の減免額は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号に該当する者 家賃のうち住宅扶助費を超える額
- (2) 前条第2号に該当する者 住宅扶助費の支給を停止された期間中の家賃の額
- (3) 前条第3号に該当する者
 - ア 世帯の収入月額が2万6,000円以下の場合 家賃等の30パーセントに相当する額
 - イ 世帯の収入月額が2万6,000円を超え5万2,000円以下の場合 家賃等の20パーセントに相当する額
- (4) 前条第4号に該当する者 家賃等の10パーセントに相当する額
- (5) 前条第5号に該当する者
 - ア 市営住宅等の損傷が特に著しいため、市長が使用不能と認める場合 その認定期間中の家賃の全額
 - イ 当該住宅の損傷が著しいため、市長が使用するに不便と認める場合 その認定期間中の家賃の2分の1の額
- (6) 前条第6号に該当する者 家賃の額と公営住宅法施行令第1条第3号ホの規定を準用して認定した収入に基づき算定した家賃の額との差額に相当する額
- (7) 前条第7号に該当する場合 前各号に準じて計算した額

2 第1項第3号から第7号までの規定により算出された金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(家賃の減免の開始時期)

第5条 家賃の減免の開始時期は、月の20日までに申請書を受理した場合は受理した日の属する月の翌月から、21日以降に受理した場合は翌々月から

とする。

(申請の手続)

第6条 家賃等の減免を申請しようとする者は、市営住宅等家賃等(敷金)徴収猶予(減免)申請書(規則第26号様式)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 社会福祉事務所長の発行する証明書(住宅扶助を受けている者に限る。)
- (3) 入居者のうち収入のある者全員の前年の所得証明書(前年の所得証明書が発行されない時期にあつては、給与所得者の場合は申請する日の属する月の前月から過去1年間の給与等の支払金額について給与支払者の発行する証明書、事業所得者の場合は確定申告書の写し又は申請する日の属する月の前月から過去1年間の事業所得を証明する書類(第3条第3号及び第4号に該当する者に限る。))
- (4) 戸籍謄本(別表の母子世帯又は父子世帯に限る。)
- (5) 障害の程度を証する手帳の写し(別表の心身障害者に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(届出義務)

第7条 家賃の減免措置を受けた者は、減免事由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(減免額相当額の納付)

第8条 家賃の減免事由が消滅しているにもかかわらず、引き続き減免措置を受けていた者は、減免事由が消滅した日の属する月の翌月から減免措置の取消しを受けた月までの減免額相当額を納付しなければならない。

(減免の更新)

第9条 家賃の減免期間満了後引き続き減免措置を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の20日までに、改めて規則第20条第1項の規定による申請手続をとらなければならない。

(家賃の徴収猶予の対象者)

第10条 家賃の徴収猶予の対象となる者は、第3条各号のいずれかに該当する者で、徴収猶予の申請の日から6月以内に家賃の支払能力が回復すると認められるものとする。

(準用規定)

第11条 第5条から第7条までの規定は、徴収猶予について準用する。

(敷金の徴収猶予)

第12条 敷金は、次の各号のいずれかに該当する場合について、徴収猶予することができるものとする。

- (1) 入居決定後入居するまでの間に、主たる生計者が死亡した場合
- (2) 入居決定後入居するまでの間に、世帯員の疾病、事故等により一時的に費用を要したため、敷金の納付が困難であると認められる場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の津市市営住宅等の家賃及び敷金の減免又は徴収猶予に関する要綱(平成10年津市訓第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年3月30日訓第20号)

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓第23号)

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日訓第95号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日訓第10号)

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

対 象 者	要 件
20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫（母子世帯又は父子世帯）	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、20歳未満の子を扶養しているもの（同居者のうち、20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業についている者がいるものを除く。）
心身障害者	<p>本人又は同居者が次の各号のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厚生労働大臣が定めるところにより交付を受けた療育手帳を所持している者で、児童相談所又は知的障害者更生相談所の長により重度又は中度の知的障害者と判定されたもの 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する2級以上の障害を有するもの 3 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳を所持している者で、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3障害の程度の欄の第1款症の障害を有するもの 4 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表級別の欄の4級以上の障害を有するもの